

(第1面)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

事業活動に伴い発生した産業廃棄物を各事業所において収集し産業廃棄物の種類ごとに排出事業所の指定する処理場に搬入する。また、廃棄物の適正処理のために委託契約書の締結、マニフェストの運用、処理事業所の許可状況の確認をする。

石綿含有産業廃棄物を含む。(これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの及び自動車破砕物であるものを除く。)

水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯)を取り扱うこととし必要な措置は次の通りです。

緩衝材、フレコンバッグなどを使用して破砕しないようにし、他の廃棄物と混合しないように区分する。また廃蛍光灯全体を水銀使用製品産業廃棄物として取り扱う。

「水銀回収義務のある産業廃棄物については、適正な水銀回収の能力を有する処分業者への運搬を行う。」

2. 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等

産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1 廃プラスチック類	2t/月	固形状	(有) 日時建設 岩手県二戸市石切所字 上里111-1 かっぱ寿司大館店 大館市中道2丁目3- 55他	積み替え保管 は行わない	東北ビル管財(株) 大館市片山字中通 6番地2 中間処分/
2 がれき類	2t/月	固形状	同上	同上	同上
3 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1t/月	固形状	同上	同上	同上
4 金属くず	0.5t/月	固形状	同上	同上	同上
5 木くず	1t/月	固形状	同上	同上	同上

6	紙くず	1t/月	固形状	同上	同上	同上
7	繊維くず	1t/月	固形状	同上	同上	同上
8	石綿含有 産業廃棄物	1m ³ /月	固形状	同上	同上	グリーンフィル 小坂(株)鹿角郡小坂 町小坂鉦山字尾樽部 60番地1
9	廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物)	1m ³ /月	固形状	同上	同上	同上
10						
備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付き専用コンテナ	岩手100は 8082	10500kg	(株)マッハ総合計画	
2	同上	岩手100は 7231	7700kg	同上	
3	同上	岩手100は 7759	8000kg	同上	
4	同上	岩手100は 2698	5400kg	同上	
5	同上	岩手100す 2998	3750kg	同上	
6	同上	岩手100そ 419	3000kg	同上	
7	同上	岩手400と 140	3000kg	同上	
8	塵芥車	岩手800せ 1990	2400kg	同上	
9	同上	岩手800せ 326	3350kg	同上	
10	同上	岩手800せ 51	3150kg	同上	
	キャブオーバ	岩手100は 6768	5200kg	同上	
	同上	岩手100せ 2926	2650kg	同上	
	同上	岩手100せ 5024	3500kg	同上	
事務所の所在地		岩手県二戸市福岡字長塚11番地1			
駐車場の所在地		同上及び二戸市石切所字下ノ平64番1 ※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積み替え保管は行いません。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
脱着装置付きコンテナ	排出事業所及び工事 現場設置	30m ³ / 2台 8,2m ³ / 20台 3,6m ³ / 12台	
鉄製カゴ	同上	2,5m ³ / 300個 2,0m ³ / 300個	
フレコンバッグ	同上	1,0m ³ / 500個	
ドラム缶	同上	200ℓ / 20個	
シート	飛散防止	20枚	
緩衝材	廃蛍光灯 / 破碎防止	20ロール	

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1) 車両毎の用途

・脱着装置付きコンテナ専用車 岩手 100 は 8082 岩手 100 は 7231
岩手 100 は 7759 岩手 100 は 2698 岩手 100 す 2998 岩手 100 そ 419
岩手 400 と 140

・キャブオーバ車 岩手 100 せ 6768 岩手 100 せ 2926 岩手 100 せ 5024
廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、石綿含有産業廃棄物を含。（これらのうち特別菅産業廃棄物であるもの及び自動車破砕物であるものを除く。）廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）

・塵芥車 岩手 800 せ 1990 岩手 800 せ 326 岩手 100 せ 51
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず等の（細かいもの）

2) 収集運搬業務時間

平日（月曜日～金曜日）始業／午前7時30分～終業／午後4時30分

3) 休業日 毎週／土曜日、日曜日 及び祝日

従業員数の内訳

令和6年 4 月 1 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	従業員	その他	合計
4 人	人	人	(役員兼務) 1 人	14 人		人	18 人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

1) 運搬に際し講ずる措置

種類 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず。石綿含有産業廃棄物を含む。（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを及び自動車破砕物であるものを除く。）

廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）

措置 ・脱着装置付きコンテナで運搬する。・フレコンバッグを使用キャブオーバー車で運搬する。・ガラスくず、陶磁器くずはドラム缶等を使用キャブオーバー車で運搬する。

・石綿含有産業廃棄物を含む。他の廃棄物と混載しない、飛散防止のため梱包またはフレコンバッグに入れシートで覆う。

・廃蛍光灯 緩衝材、フレコンバッグなどを使用して破碎しないようにし、他の廃棄物と混合しないように区分しシートで覆う。

また廃蛍光灯全体を水銀使用製品産業廃棄物として取り扱う。

・荷崩れ防止はロープ等で固定 ・飛散・流出・悪臭防止はシートで覆う。

・塵芥車使用 廃プラスチック類、木くず、紙くず等の（細かいもの）飛散流出防止。

2) 秋田県外で発生した産業廃棄物を秋田県内の処分場に搬入する際は、排出事業所と秋田県の事前協議終了後搬入する。また、秋田県内で発生した産業廃棄物を県外に搬出する場合は搬出先を管轄する自治体において事前協議が必要場合は同協議終了後搬出する。